

# 熊谷市立妻沼東小学校スクールバス運行業務委託仕様書

## 1 業務名

熊谷市立妻沼東小学校スクールバス運行業務委託

## 2 事業形態

熊谷市（以下「発注者」という。）及び運行業務受託事業者（以下「受注者」という。）は、この仕様書に基づく運行業務等に関する委託契約を締結し、受注者は、国土交通大臣から道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第2号に規定する特定旅客自動車運送事業の許可を受けて運行する。

## 3 委託期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とする。

## 4 業務内容

別紙「熊谷市立妻沼東小学校スクールバス運行計画」参照

## 5 運行車両

### (1) 車両の準備

受注者が車両を準備して維持管理すること。

### (2) 車両の仕様（運転手を含む。）及び運行ルート

ア バスの仕様及び運行ルートについては、午前7時40分から午前8時までの間に、妻沼東小学校へ安全に到着できる内容で提案する事。

なお、提案の参考とするため、別紙3に熊谷市教育委員会の案を示す。

イ 冷暖房のほか、シートベルト、ドライブレコーダー等の車両安全装置を有すること。

### (3) 受注者が日常的に維持管理を行うとともに、運行車両の車検及び故障等により車両を使用できない場合には、受注者の予備車両で対応すること。

なお、その際には、車椅子利用者等に対してのサービスは怠らないようにすること。

### (4) 送迎時のスクールバスの用途が分かるよう、マグネットの看板、掲示物等を設置すること。

### (5) 常に安心、安全な運行が図られるよう、点検整備や清掃を行うこと。

## 6 運行路線

別紙「熊谷市立妻沼東小学校スクールバス運行計画」に基づいた路線を基準とするが、今後の検討により乗降場所の変更等を含むものとする。

## 7 乗降場所、運行ダイヤ、運行便数

別紙「熊谷市立妻沼東小学校スクールバス運行計画」参照

## 8 利用料（運賃）

無料とする。

## 9 運行経費

- (1) 特定旅客自動車運送事業に関する経費
- (2) 児童乗降時の人員確認及び欠席確認に関する経費
- (3) 緊急時の対応に関する経費
- (4) 前3号に規定するもののほか、別紙「熊谷市立妻沼東小学校スクールバス運行計画」に係る必要な業務の経費

## 10 業務の報告

受注者は、スクールバスの利用状況を記録し、電子データにより翌月の10日までに発注者に報告すること。

## 11 委託料の支払等

受注者は、発注者の指示に従い、発注者へ請求書を速やかに提出すること。  
なお、支払は1か月ごととする。

## 12 損害賠償

受注者は、スクールバスの運行の実施に当たり、利用者の生命、身体及び財産に損害を与えたとき、又は利用者以外の第三者の生命、身体及び財産に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。

## 13 緊急時（事故発生等）の対応

受注者は、運行業務の実施に当たり、次のいずれかに該当するときは、迅速かつ適切な処置をとるとともに、直ちに発注者へ連絡し、後日書面で報告すること。

- (1) 天災、交通事故その他やむを得ない理由により運行に支障が生じ、または生じるおそれがあるとき。
- (2) 利用者が交通事故等により生命、身体及び財産に損害が及んだとき。

## 14 その他

- (1) 受注者は関係法令遵守の上、運行業務を遂行すること。
- (2) スクールバスとしての利用を優先し、児童の安全に十分注意すること。
- (3) 委託期間中に発生したスクールバスの運行に伴う不慮の事故等に係る一切の責務は、受注者が負う。
- (4) 発注者が必要に応じて行うPRパンフレットや利用者アンケート等の調査の実施に協力すること。
- (5) 利用者数の増減による各路線の延伸、乗降場所の増設・変更、時刻の変更等については、必要に応じ対応すること。

- (6) 受注者は、別紙企画提案書の業務を遂行する。なお、業務内容によっては、発注者と協議の上決定するものとする。